

広島地方最低賃金審議会
令和2年度第2回 広島県はん用機械器具、生産用機械器具、
業務用機械器具製造業最低賃金専門部会 議事要旨

開催日時	令和2年10月21日(水) 9時54分～11時23分		
開始場所	広島合同庁舎1号館附属棟2階 大会議室		
出席状況	公益を代表する委員	出席 3人	定数 3人
	労働者を代表する委員	出席 3人	定数 3人
	使用者を代表する委員	出席 3人	定数 3人
主要議題	1 広島県はん用機械器具製造業等最低賃金の改正決定について 2 その他		
議 事 要 旨			
<p>1 広島県はん用機械器具製造業等最低賃金の改正決定について</p> <p>事務局から、前回の専門部会の審議経過と、現時点での他府県の結審状況について説明を行ったのち、部会長から労働者側委員および使用者側委員に最低賃金の改正について意見表明が求められた。</p> <p>労働者側委員からは、「技術レベルの向上や多能工化などに対応できる人材の確保のためにも、業界の認知度を上げるためにも、引上げが必要。コロナ禍の状況で判断に苦慮したが、未組織労働者の条件を企業内最賃協約に近づける為にも引上げは必要であり、機械器具等製造業労組の春闘の結果を考慮して5円引上げを提示したい。」との意見表明があった。</p> <p>それに対して、使用者側から、「業界全体のレベルアップの必要性は理解している。しかし、厳しい状況で地域最賃の引き上げもなかった。未経験の状況で、リーマンショック時のようなV字回復は想定できず、回復は2023年以降と言われている。営業活動が制限され、特に海外では据付や修理ができない状況が続いて業績は厳しい。雇用維持が第一。大企業も含め来期の業績が芳しくない中で引上げの議論はできない。」との意見表明があった。</p> <p>審議を続けた結果、使用者側からは、本審の改正の必要性の判断を尊重して1円引上げ、労働者側からは、企業内最賃を考慮して2円以上引上げの意見表明がそれぞれなされた。</p> <p>しかし、結審は難しい状況であることから、審議を次回に持ち越すこととなった。</p> <p>2 その他</p> <p>今後の審議会の日程調整が行われた。</p> <p>第3回 広島県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金専門部会</p> <p>日 時 10月30日(金)午前9時～</p> <p>会 場 合同庁舎1号館附属棟2階大会議室</p> <p>主な議題 広島県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金の改正決定について</p>			